

中国の新型コロナウイルス感染症対策から見る 個人情報保護とプライバシー権

伊 夢 瑛*

- I はじめに
- II 個人情報を活用する感染症対策
- III 個人情報の取り扱いに関する分析
- IV 「権利」としてのプライバシー保護の意識の形成
- V おわりに

I はじめに

2019 年末に中華人民共和国（以下、「中国」）湖北省武漢市で、新型コロナウイルス感染症が確認されてから、1 年以上の年月が経過した。同感染症は世界的に拡大し、2020 年 3 月には世界保健機構（WHO）によってパンデミックであると宣言されるまでとなった。2020 年 11 月 8 日に報じられた、中国国内の累計感染者数は 86,245 人、死者は 4,634 人である¹⁾。中国政府は、同疾患によってもたらされた状況を「戦時中」と同様だとみなし、一分一秒を競う対応方針を打ち出し²⁾、徹底的な治療や、感染拡大の予防、隔離などの、今までにみたことがないほどに厳しい対策を施行した。このような施策のおかげもあって、第一波の感染

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第 20 巻第 1 号 2021 年 3 月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院法学研究科博士後期課程

1) 中华人民共和国中央人民政府国家卫生健康委员会「截至 11 月 8 日 24 时新型冠状病毒肺炎疫情最新情况」

<http://www.nhc.gov.cn/xcs/yqtb/202011/1d2898acb2b94d459e8b3f560162ac10.shtml>

2) 中华人民共和国国务院新闻办公室「抗击新冠肺炎疫情的中国行动 白皮书」（2020 年 6 月 7 日）www.gov.cn/zhengce/2020-06/07/content_5517737.htm

ピークはすでに超えており、さらに、2020年11月8日現在、全国での大規模な新規感染は報告されておらず、中国国内全ての地域でのロックダウンや、各種施設の閉鎖も解除されており、目下、国民の日常生活もほぼ平常時の状態に戻っている。

新型コロナウイルス感染症拡大を抑制するために、世界各国がそれぞれの対策方針を練っているが、中国における今般の感染症対策の最大のポイントは、厳格、迅速、且つ徹底的な情報通信技術（ICT）の導入と、人工知能やビッグデータ、GPS、携帯電話のアプリなどを通じた個人情報の利活用である。その他にも、中国政府は「伝染病防治法」に基づいて、違反者に対する罰金や法的な責任の追及などの厳格な罰則制度も設けた。このように、新型コロナウイルス感染症対策として、中国は世界の中で最も緻密に国民の個人情報を収集し、行動を制限する一方で、感染症予防・対策を最優先とする政策を導入した国の1つである。世界全体の感染状況を見ると、新型コロナウイルス感染症の終息の見通しは未だに立っていないが、中国では想定外の感染が確認され次第、臨時的にその感染者の居住区域が封鎖され、全面的なPCR検査などが行われる一方で、同じ市の中でも他の地区の人々は平常時とほぼ変わらない日常生活を送っている。また、今後、たとえ同疾患が再度拡大しても、中国政府は不動な厳しい政策姿勢をとり続けると考えられる。

近年中国政府も他の多くの国と同様に、法に基づく国家統治について検討するようになり、様々な法制度の整備を加速させつつある。2019年以降、中国政府は約100以上の個別法を立法しており³⁾、2020年5月に、初めて「民法典」を全国人民代表大会にて採択し、さらに、2020年10月21日には「个人信息保护法草案 征求意见稿」（以下、「個人情報保護法（草案）」）⁴⁾の制定にも踏み出している。すなわち、プライバシー権や個人情報保護に関する様々な法律も次々と検討されるようになったのである。しかし、社会の情報化が法の整備と並行して迅

3) 西村あさひ法律事務所編『個人情報保護法制大全』（商事法務、2020年）p.877

4) 全国人民代表大会「中国个人信息保护法草案 征求意见稿」人大网（2020年10月22日）<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202010/9f67b926535948719c2a0b0220dce9ed.shtm>

速に展開されている中国において、プライバシー権保護の実証的な研究や、中国政府の政策方針上でのプライバシー権に関する議論、そして理論的な研究はいまだに多くない。故に、本論文は、今般の中国政府による新型コロナウイルス感染症対策として、個人情報が利活用されている実態を分析することで、政府の同疾患対策と施行過程における国民の個人情報保護に関する諸問題を議論し、中国におけるプライバシー権の観点から、個人情報の収集、保存、公開の法的問題と、プライバシー権侵害などの問題が生じる根本的な原因を究明する。また、AI とビッグデータ時代に突入した中国社会において、今般の新型コロナウイルス対策の施行が、今後どのようなプライバシー権侵害のリスクを生じさせるのか、そして、中国にとっての、プライバシー権における今後の重要な課題が何かも明らかにしたい。

II 個人情報を利用する感染症対策

新型コロナウイルス感染症対策として、プライバシーを優先するのか、感染症予防・対策を優先とするのかという、政策上の選択を判断する尺度は一国の社会体制、文化思想、道徳観念などと深い関係がある⁵⁾。各国の新型コロナウイルス感染症拡大対策を見ると、それぞれ導入されている対策の方針が異なるが、主にプライバシーと個人の自由を最優先に考える国と、経済へのダメージを最小限にしつつ、プライバシーを尊重する国、感染症予防・対策を最優先とする国などに大きく分かれている。その中でも、中国は感染症予防・対策を優先する対策方針を選んでいる。

2020 年 6 月 7 日に、中国国務院が発表した「抗击新冠肺炎疫情的中国行动白皮书」(「新型コロナウイルス感染症を撃退するための中国行動白書」、以下、「白書」)には、「人民の命と健康を第一に、最も全面的に、厳格且つ徹底的に予防措置を施行し、史上最大規模な隔離と、全国範囲での物資調達と、医療救急活動を実施する。感染者、患者を一人も漏らさずに受け入れ、治療、検査、隔離な

5) 越智敏夫『政治にとって文化とは何か——国家・民族・市民』(ミネルヴァ書房、2018 年) p. 15

どの厳正な対処を通して、疫病の蔓延を制御する」と記載されている⁶⁾。さらに、白書には今回の対策の具体的な施行方法として、「同疾患を封じ込めるために、厳しい行動制限と、ビッグデータや人工知能などの最先端の情報通信技術を活用すること」が強調されている。また、法律上の国民への授権と本人の同意を得た上で、健康コードとビッグデータ行程カードシステムを導入することと、人々が日常生活と公共施設等の利用する際に、健康チェックをした証拠として、健康コードを活用することも明記されている⁷⁾。

中国政府の新型コロナウイルス感染症対策で、最も感染拡大の抑制に有効性を示している施策の1つが、携帯電話にダウンロードして利用するアプリを通して収集された個人情報の利活用である。このアプリには、感染者と濃厚接触者の識別に特に役に立つとされている健康コードが含まれている。健康コードでは、QRコードをスキャンすると、記録されている各個人の健康状態が、緑色は健康、黄色は濃厚接触者あるいは隔離対象、赤色が感染者などと、色別に反映されるようになっており、コードの色のみで、個々人の健康状態が一目瞭然となっている⁸⁾。駅や空港、病院などの公共施設だけでなく、飲食店や商業施設、各種娯楽施設等を利用する際にも、QRコードをスキャンすることが義務付けられており、逐一当局による検温と体調チェックが執り行われ、その都度健康コードの色が更新される。もはや健康コードが、現在の中国の新しい「通行証」となっており、携帯しないと一歩も進めないほどである。また、中国の個人情報を収集、処理する能力は非常に高く、かなり精密度の高い設備も導入されている。一部の地域の施設では、マスクを着用したままでも認証できる顔認証カメラと、健康コードのスキャンのみで、本人確認、検温、行動履歴、そして健康記録が一括で処理できるようになっているほどである⁹⁾。さらに、このアプリの各種データ入力本人によるものであるが、実名登録が必要であり、名前以外にも、居民身分証番号や

6) 中华人民共和国国务院办公厅「抗击新冠肺炎疫情的中国行动 白皮书」(2020年6月7日) www.gov.cn/zhengce/2020-06/07/content_5517737.htm

7) 中华人民共和国国务院办公厅「抗击新冠肺炎疫情的中国行动 白皮书」2020年6月7日) www.gov.cn/zhengce/2020-06/07/content_5517737.htm

8) 新京报网記事「各地“绿码”可否全国通行? 关于健康码这些问题得了解」(2020年4月11日) <http://www.bjnews.com.cn/news/2020/04/11/715843.html>

性別、住所や携帯電話の番号など、様々なセンシティブ情報の登録が定められている。

例えば上海では、病院の監督官庁である衛生健康委員会が把握している患者の個人情報や、公安局や通信会社の監督部門が把握している個人情報、そして、金融機関や不動産関係の個人情報なども、全てビッグデータを通して、健康コードと紐づけられている¹⁰⁾。このように、収集された個人情報に通院歴、CCTV による顔認証情報、携帯電話の GPS 機能による位置情報などが組み合わされることで、アプリの所持者がいつ、どこで、誰と接触したかを一瞬で識別することができる仕組みとなっている。

この健康コード機能があるアプリは、2020 年 2 月に、最初に中国の浙江省杭州市で開発と導入がなされたが、感染症の抑制に非常に高い有効性を示した上に、利便性が高いことから、中国政府による推進もあって、直ぐに全国各地での導入と普及がされるようになった。その後、各省間でのデータマッチング作業が迅速に進められ、さらに 3 月下旬からは「国家政务服务平台」（「国家行政サービスプラットフォーム」）による、統一された防疫健康コードの普及も全国規模で促進されるようになった。結果、現在では、各地独自の健康コード、あるいは中央政府の防疫健康コードのどちらか 1 つだけを使用することで、省や地域を超えたほぼ全国範囲での移動が可能となっている。

新型コロナウイルス感染症のようなパンデミックと闘うことは情報戦であることを、多くの国の政府が認識しているが、プライバシーと感染予防・対策のバランスを適切に取ることは難しい課題である¹¹⁾。数年前から、情報通信技術の発展とデジタル革命に目を向け、早急に現代情報通信技術分野を成長させてきた中国であるからこそ、独自の健康コードを開発し、導入することで感染経路を封じ

9) 齐鲁晚报网記事「戴口罩也能识别！ 济南首台人脸识别测温一体机落户济南三院」（2020 年 9 月 17 日）<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1678083687107706217&wfr=spider&for=pc>

10) 日本経済新聞電子版コラム「追跡アプリに診察情報 中国コロナ対策、強まる監視」（2020 年 6 月 8 日）<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO60123700Y0A600C2FFJ000/>

11) マックス・テグマーク「AI で人類はレジリエントになれる」『コロナ後の世界』（文春新書、2020 年）p. 55

込めることに成功しているのだ¹²⁾。間違いなく、今般の中国の、個人情報を利用した新型コロナウイルス感染症対策の実施は、国民の健康維持と、安全且つ良好な社会環境を保つことに、大いに貢献している。しかし、このように、時と場所に関係なく、政府が国民の行動を把握し、追跡することで、分析したい全ての人を思うままに「監視」することが可能な環境は、国民のプライバシー権の保護に対して極めて大きな懸念を生み出しているとも言える¹³⁾。

Ⅲ 個人情報の取り扱いに関する分析

前述のように、中国の新型コロナウイルス感染症対策の効果という面からみると、健康コードを通した全国規模での個人情報の収集とビッグデータの活用は、ウイルスを封じ込めることに非常に有効である。しかし、この対策を施行する過程において、個人情報の保護とプライバシー権の面では、どのような問題が生じているだろうか。以下のとおり、中国の健康コードと個人情報保護の問題について、新型コロナウイルス感染症対策として収集された個人情報の保存期間について、そして、国民の個人情報収集における政府への授権と同意についての3つの面から具体的に見たい。

1 健康コードと個人情報保護の問題

中国の「サイバーセキュリティ法」は、法律として初めて個人情報の定義を明らかにし、個人情報を「電子またはその他の方法により記録される、単独、またはその他の情報と結びついて自然個人の身分を識別し得る各種情報をいい、自然人の氏名、生年月日、居民身分証番号、個人生体識別情報（指紋等）、住所、電話番号、電子メールアドレス、健康情報、行動履歴情報等を含む」（同法76条5号）ものだと定義した。また、のちに制定された「民法典」（第4章）にも同様

12) 大澤真幸『コロナ時代の哲学』（創栄図書印刷、2020年）p.28

13) 日本経済新聞電子版コラム「新型コロナ乱立する中国の監視網の課題（The Economist）」（2020年3月3日）<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO56264360S0A300C2TCR000/>

の内容が明記されている。さらに、現在中国の個人情報保護の重要な参考基準とされている「信息安全技術 个人信息安全规范 (GB/T35273-2020)」(以下、「個人情報安全規範 2020」)では、個人情報のうち、いったん漏洩、不法提供または濫用された場合に、人身・財産の安全を脅かす可能性が極めて高いものをセンシティブ情報(同規範 3.1)として定義している。

一方で、プライバシーとプライバシー権の概念については、近年、中国では様々な研究が行われているが、多種多様な解釈がある。例えば中国の民法学者彭万林は、「プライバシーは国民の私的な生活において、公開されたくない、一般人に知られたくない秘密を指す」と説明し¹⁴⁾、また、陳堂发は「「プライバシー」の実質は「個人」と「隠す」の組み合わせにある」¹⁵⁾と論じている。本論文はこれらの概念を踏まえて、プライバシーは各国民の私生活および、関連する個人の公開したくない情報と定義し、プライバシー権を自然人が有する個人の権利の1つとみなす¹⁶⁾。

健康コードが導入されて以来、中国各地ですでに、感染者の氏名、住所、電話番号、健康状態などを含めた様々なセンシティブな個人情報が、インターネット上に流出し、プライバシーが侵害される様々なケースが生じている。例えば、雲南省では、看護師や病院の財務担当者などを含む3人の病院関係者は、病院のシステム上に保管されていた新型コロナウイルス感染者の個人情報を、自身の携帯電話で撮影し、SNS上で拡散した。その結果、情報が公開された患者が居住している地域の周辺で大きな騒ぎが生じ、患者の身の安全まで脅かされることとなった。公安局は「治安管理处罰法」に基づいて、当該医療関係者3人を10日間にわたって身柄拘束し、さらに500元(およそ8000日本円相当)の罰金を課した¹⁷⁾。また、ある地方衛生局の管理者は、自身の職権を濫用して、把握した感染者の個人情報を、SNS(WeChat)で友人や家族、他の同僚などに送付した。

14) 彭万林『民法学』(中国政法大学出版、1999年)

15) 陳堂发「新媒体涉私内容传播与隐私权理念审视」『学术月刊』(2014年) pp. 13-21

16) 「個人情報」、「プライバシー」及び「プライバシー権」の概念と関係について、別の論文で詳しく分析する予定である。

17) 人民網記事「云南警方暂缓拘留泄露确诊患者信息的医务人员」(2020年2月8日)
<http://society.people.com.cn/n1/2020/0208/c1008-31576842.html>

その結果、該当感染者は周囲から差別を受け、精神的なダメージを被るというケースもあった¹⁸⁾。

上記のようなケースが中国各地で頻発していることを受けて、2020年2月3日に、中国の国家衛生健康委員会は「关于加强信息化支撑新型冠状病毒感染的肺炎疫情防控工作的通知」¹⁹⁾（「新型コロナウイルス感染症拡大抑制のための情報技術の強化に関する通知」）を、深刻なプライバシー侵害の状況に対処することと、プライバシー保護を強化することなどを目的に公布した。さらに、2月4日には、中央政府のサイバーセキュリティと情報化委員会が「关于做好个人信息保护利用大数据支撑联防联控工作的通知」²⁰⁾（「新型コロナウイルス感染症拡大抑制における個人情報保護とビッグデータの利用のための通知」、以下「通知」）を公布し、新型コロナウイルス感染症対策の施行担当者による個人情報の漏洩の防止と、ビッグデータの使用に対しての法規を公表した。

同通知は、わずか計6条、およそ800文字程度の内容ではあるものの、新型コロナウイルス感染症拡大という非常時における個人情報の保護の最低基準を定めたものである。簡潔にまとめると、第1条は、個人情報主体²¹⁾の同意のない個人情報の収集と、「サイバーセキュリティ法」、「伝染病防治法」、及び、「突発公共衛生応急条例」に基づいて授權された部門以外の、個人情報の収集を禁じている。第2条には、「個人情報安全規範」に基づいて、収集する個人情報の内容を最小限にし、対象も、感染者、感染リスクがある者、そして濃厚接触者のみに限る旨が記載されている。第3条は、収集された個人情報の、収集された目的以外での使用と、本人の同意なくしての個人情報の公開を禁止している。第4条には、個人情報管理者は運営上のセキュリティ安全基準を守らなければならない旨が記

18) 新浪网記事「海量涉疫情个人信息泄露两地公安做出行政处罚处罚」（2020年2月5日）
<https://news.sina.com.cn/o/2020-02-05/doc-iimxyqvz0398976.shtml>

19) 中华人民共和国中央人民政府「关于加强信息化支撑新型冠状病毒感染的肺炎疫情防控工作的通知」（2020年2月3日）http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-02/05/content_5474692.htm

20) 中华人民共和国中央人民政府「关于做好个人信息保护利用大数据支撑联防联控工作的通知」（2020年2月10日）http://www.gov.cn/xinwen/2020-02/10/content_5476711.htm

21) 「個人情報主体」という表現方法は西村あさひ法律事務所編の『個人情報保護法制大全』（商事法務、2020年9月）の第14章（p. 884）、中国に関する内容の表現方法を参考した。

載されており、第5条では、技術的に能力のある民間企業に対して、政府部門の指導の下で、積極的に、感染者、感染が疑われる人、そして濃厚接触者等の個人情報収集のためのビッグデータの構築に貢献することを求めている。そして、第6条では、「サイバーセキュリティ法」に基づいて、個人情報を収集し、利活用する際の違反者の通報と、不正行為に対する法的罰則も実施することが記載されている。

このように、同通知は、中国における新型コロナウイルス感染症対策の施行における法的なルールを再度強調した。しかし、非常に簡潔に書かれており、詳細規定に欠けるものであることから、同通知の施行にも、様々な課題が残されている。以下でそのうちの2点を指摘する。

その1、中国の新型コロナウイルス感染症対策を施行するにあたって必要な個人情報の取り扱いに関する法律の不足の問題である。今般の新型コロナウイルス感染症対策の施行には、政府と民間企業の双方が参与しているが、それぞれが遵守しなければいけない適切な個人情報保護関連の法律が不足している。現在、中国には個人情報保護に関する包括的な基本法は存在しておらず、2020年10月21日になってようやく「個人情報保護法（草案）」が公布されたものの、まだ全国からの意見を募集する段階である。プライバシー権保護に関する法律について、まず、2017年10月1日より施行された「民法総則」が、民法分野で初めて個人情報保護に係る一般原則を規定した。また、この「民法総則」に先立ち、2017年6月1日に施行された、「サイバーセキュリティ法」は、中国で初めて「個人情報」の概念を定義した法律である。しかし、「サイバーセキュリティ法」の対象分野はネットワークの構築、運営、メンテナンス及び使用とそれらに関連のある活動のみに限られており、サイバーセキュリティに係る監督管理に重点を置くものである上に、個人情報保護に関連する規定が抽象的なものにとどまっていることが多い。従って、ビッグデータを基盤とした社会を目指して、急速に情報化社会への道を突き進む中国の個人情報保護に対して、「サイバーセキュリティ法」と「民法総則」ではカバー仕切れない部分が多いのが事実である²²⁾。

22) 西村あさひ法律事務所編『個人情報保護法制大全』（商事法務、2020年）p.877

このような、個人情報の取り扱いに対する規制が不足している現状は、中国政府も認識している。近年、インターネットやデジタル経済の飛躍的な発展に伴い、個人情報の漏洩や、流出などの不正行為と、インターネット上の様々な犯罪が頻繁に発生している。このような状況に鑑みて、また、政府も国民も個人情報保護の意識が高まっていることを受けて、ここ数年、中国は個人情報に関する新法令や基準などの検討を積極的に行っている。また、「サイバーセキュリティ法」と「民法総則」の不足を補うために、「信息安全技術 个人信息安全规范 (GB/T35273-2017)」(以下、「個人情報安全規範 2017」)²³⁾が2018年5月1日より施行された。同規範は、個人情報の収集範囲や処理など、個人情報保護関連全般を詳しく規定しており、法的拘束力を有しないものの、記された基準の順守が国家によって推奨されている。同規範については、3回にわたる改正案の意見募集を経て、2020年10月1日より、「個人情報安全規範 2020」²⁴⁾という改正版が施行されている。「個人情報安全規範 2020」は、「個人情報安全規範 2017」と比べて、個人情報の定義の範囲の拡大、授權・同意等の定義などの新しい内容が新設されており、今般の新型コロナウイルス感染症対策においても重要な法的な参考基準の1つとなっている。「個人情報安全規範 2020」は、EUの一般データ保護規則(GDPR)と同レベルの個人情報保護を図るものであると評価されてはいるものの、GDPRやOECDの個人情報ガイドラインと比較すると、実際には詳細な規定が欠けており、曖昧な部分が依然多く存在していることが明らかとなる²⁵⁾。

今般の、中国政府による新型コロナウイルス感染症対策は主に、「サイバーセキュリティ法」、「伝染病防治法」、「突発公共卫生応急条例」、そして前述の「個人情報安全規範 2020」に基づいて施行されている。しかし、「サイバーセキュリティ法」と「個人情報安全規範 2020」には、個人情報の取り扱いについては、授權・同意の必要性は記載されているが、詳細な内容は明記されていない。また、

23) 中国国家质量监督检验检疫总局 国家标准化管理委员会「信息安全技术 个人信息安全规范」(2017年11月30日) <https://www.tc260.org.cn/upload/2018-01-24/1516799764389090333.pdf>

24) 中国国家市场监督管理总局 国家标准化管理委员会「信息安全技术 个人信息安全规范」(2020年10月1日)

25) 西村あさひ法律事務所編『個人情報保護法制大全』(商事法務、2020年) p.877

国民の個人情報は最小限に収集しなければならない旨も書かれているが、それに対する詳細な規定も記載されていない。このため、新型コロナウイルス感染症対策の施行過程における「最小限」の定義が不明確であり、各地での個人情報の収集や公開の範囲が統一されていないという状況が生じている。

例えば、2020年9月24日に中国山東省青島市で、無症状の新規感染者が発見されたケースを見ると、問題はより明らかになる。2020年9月28日に青島市衛生健康委員会はホームページ上で、今回陽性反応を示した人々の苗字、性別、年齢、詳細住所、勤務先などを含む重要な個人情報を一般公開している²⁶⁾。また、感染者の配偶者や子供などの家族の検査結果がたとえ陰性であったとしても、それぞれの勤務先や在籍している小学校名などの情報も一緒に公開している。

青島市政府は公益や、情報の透明化、そして市民の健康を守ることを目的として、できる限り感染者の詳細情報を公開するという姿勢を示している。しかし、上記のような、現在公開されている個人情報は非常にセンシティブであり、仮に個人情報主体が自身の個人情報の公開に対して同意をしていたとしても、「個人情報安全規範 2020」や、「通知」に規定されている「最小限」を超えているといえる。また、このような個人情報が公開されることを踏まえて、今後、感染者とその家族のプライバシーをどう守るかも懸念される点となる。

その2、中国では、中央政府と地方政府の間に、法律や規則、様々な政策についての理解度や、導入に対する温度差があるだけでなく、中央政府の指示や決定が地方政府に伝わるまでの意思疎通における「時差」が生じることもある。また、各地域では、規則を確認する、あるいは規則ができる前に、それぞれが独自のやり方で動いているケースが多く、地域間のやり方にもばらつきが生じている。今般の新型コロナウイルス感染症対策として、各地域の政府部門や公的機関が同時に、しかし、別々に個人情報を収集し、管理している。個人情報の収集、利活用、管理の各段階で参照できる詳細な基準がないことから、施行が担当者個人の裁量に頼っており、統一性が欠けている。そして最も深刻なことに、政府部門の担当

26) 青島市卫生健康委員会 HP「我市在青岛大港公司定期例行检测时发现2例新型冠状病毒肺炎无症状感染者」(2020年9月24日) <http://wsjkw.qingdao.gov.cn/n28356065/n32569200/n32569201/200924235953927462.html>

者の遵法意識が不足しており、対策施行中には、定められた法律があるとしても、守られないことがあるという問題が生じている。事実、BBC 中文によれば、中国国家衛生健康委員会の「健康新聞」が発表した「健康コードに対する全国評価調査」で調査した全国14の省のうち、健康コードを導入するための情報収集時に、「授權・同意」が実施されていたのは僅か3つの省だけであった²⁷⁾。従って、現代先進技術が急発展し、情報化社会へと急速な変貌を遂げつつある中国では、個人情報とプライバシー権保護の法制度の整備と、個人情報管理者の遵法意識に対する教育が一層求められている。

このような状況の中、2020年10月21日に全国人民代表大会の常務委員会で、企業などが個人情報を取得・処理する際、事前に本人に告知して同意を得ることを原則と据え、国家機関も原則に従わなければならないことを明記した、「個人情報保護法（草案）」などの法案が公表された。ただ、「原則には例外もあり、法律で機密保持が求められている場合や、法が定めた国家機関の責務の遂行に支障を来すケースなど、……（感染症の流行など）公衆衛生上の緊急事態への対応や、公益の観点から報道や情報公開が必要とされる場合などにも部分的な例外が認められる」。そして、「個人情報保護法違反者への制裁については最高5000万元（約7億8500万円）の罰金」を課すといった規制も設けられている²⁸⁾。故に、この一般個人も、企業も、そして公的機関も順守しなければならない内容が含まれている「個人情報保護法（草案）」の公表は、中国にとっては大きな一歩の邁進であり、今後中国での個人情報の濫用に対する歯止めが待望できることから高く評価したい。しかし、公益目的に対して、個人情報の利活用上の規制に依然として例外が多く記されていることを見ると、今後は、中国にとって最大の懸念の1つである、公的権力の駆使が過大であること、そして公益の優先による公的権力の私的権利への侵害を如何に解決するかという課題が残されている。該当内容

27) BBC NEWS 中文記事「疫情中的特殊措施能否常态化？ 中国杭州永久性“健康码”计划遭遇质疑」（2020年5月26日）<https://www.bbc.com/zhongwen/simp/chinese-news-52805052>

28) 東洋経済コラム「中国が「個人情報保護法」制定に踏み出す事情——個人情報の濫用に歯止め、公益目的には例外も」（2020年10月23日）<https://toyokeizai.net/articles/-/382436>

については、本論文の第Ⅳ章で論じる。

2 個人情報の保存期間の問題

今般の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として導入された健康コードには、氏名、居民身分証番号、連絡先、位置情報、行動記録、健康や財産などの多くのセンシティブ情報が含まれているため、中国の専門家も個人情報の安全性と保存期間について懸念を示している。中国政法大学の朱巍は、「健康情報、医療診療情報はプライバシーの核心的な内容であるため、公益のために、本人の同意のもと、合法性、妥当性、必要性の三原則に従った上で、個人情報の利活用をするべきである。……個人情報は誰でも収集できるものではなく、政府による該当企業への授権によって可能となるが、本人にもコントロール権があるべきであり、アフターコロナでは、忘れられる権利も、個人情報主体は有するべきである。さらに、新型コロナウイルス感染症終息時には、収集された個人情報を直ちに削除するべきである」と強調している²⁹⁾。

確かに、「個人情報安全規範 2020」では、収集された個人情報の「保存期間は、法律法規に別途規定がある場合、または個人情報主体が別途で授権・同意を行った場合を除いて、個人情報主体が授権した使用目的の実現に要する最短時間とし、保存期間の経過後および運営停止後は、個人情報を削除、または匿名化しなければならない」（第6条第1項）と制定されている。にもかかわらず、中国政府は、今般の新型コロナウイルス感染症対策として収集された個人情報を、いつまで保存するかについて明らかにしていない。それどころか、今般の新型コロナウイルス感染症対策を通して、積極的に個人情報を利活用し、健康コードを常態化しようとしている地方政府も存在するほどである。

例えば、杭州市衛生健康委員会は新型コロナウイルス感染症対策として導入された健康コードを常態化させ、健康スコアのような健康管理アプリとして導入する検討案を発表した。この構想の概要としては、健康コードの機能を保持しながら、個人の診療記録、人間ドックの結果、日常的な健康管理などを含めた各種情

29) 新华网記事「多地实现防疫健康码互通互认 专家提醒：严防健康码数据泄露或被滥用」（2020年3月18日）http://www.xinhuanet.com/politics/2020-03/18/c_1125727318.htm

報と紐づけることで、健康状況をスコアによってデジタル化し、社会信用評価システムのような個人健康評価システムを構築することが案として挙げられている。この常態化された健康スコアでは、市民の毎日の飲酒量、喫煙量、睡眠時間、運動量などとも連動させることで、市民の健康に対する意識を向上させることができると、市政府衛生部門の責任者はアピールしている。また、個人同士の競争意識を高めるために、職場や居住地域での順位を公開することも考案している。

この健康スコアの提案に対する市民からの反対意見は多く、杭州市市民7000人にアンケートを行ったところ、全体の86.5%の6020人が反対の意を示した³⁰⁾。反対意見を示している人々の理由としては、個人の健康ですら順位がつけられて公開されるとなると、今後、就活や婚活などの時に、健康スコアを提出しなければならないという社会風潮になる恐れがあることが挙げられた。また、一部のメディア報道でも、健康コードの常態化はプライバシーの侵害になる、市民にも個人の空間を残すべきであると指摘している³¹⁾。

今後、杭州市が上記のシステムを実際に導入するかは不明であるが、このようなビッグデータの利活用において、最も警戒しなければいけないことは、元来新型コロナウイルス感染症感染者を検知する目的で収集された個人情報に、後から新たに異なる利用目的が個人情報主体に知らされないまま追加され、個人情報主体が気づかぬうちに自分自身のプライバシーを守れなくなるリスクが生じることである。このようなリスクに対して、専門家は以前より、自分の人生に重大な影響を与える方法で自身のデータが用いられる可能性があるにもかかわらず、そのデータが将来的にどのように利用されるか本人がコントロールできないために生じるものであり、極めて深刻なものであると警告してきた³²⁾。また、Jeffrey H. Reiman は、個人情報の「収集時には明らかにされていない価値が、利用という

30) BBC NEWS 中文記事「疫情中的特殊措施能否常态化？ 中国杭州永久性“健康码”计划遭遇质疑」（2020年5月26日）<https://www.bbc.com/zhongwen/simp/chinese-news-52805052>

31) BBC NEWS 中文記事「疫情中的特殊措施能否常态化？ 中国杭州永久性“健康码”计划遭遇质疑」（2020年5月26日）<https://www.bbc.com/zhongwen/simp/chinese-news-52805052>

32) 宮下紘『プライバシー権の復権——自由と尊厳の衝突』（中央大学出版部、2015年）p. 270

プロセスで新たに生み出され、同時に個人への害悪をもたらしたり、影響を及ぼしたりすることがある。ビッグデータのプライバシーへの主要な問題は、個人情報の収集ではなく利用に向けられるべきである」と指摘している³³⁾。これに加えて、中国の法律専門家も、「新型コロナウイルス感染症が終息し次第、収集された個人情報の原始データと分析された関連結果は直ちに削除するべきである」と再三警告している³⁴⁾。

また、現在、中国では、中央政府だけでなく、各地方政府による新型コロナウイルス感染症対策のためのビッグデータや、今までの各政府部門による行政ビッグデータ、各銀行が保有するビッグデータ、更には民間企業によるビジネス用のビッグデータなど、様々な用途を目的としたビッグデータが構築されている。一般の健康コードは、導入の緊急性と必要性に応じて、上記の各種のビッグデータと早いスピードで融合される方向へと模索されている。このような状況を踏まえると、システム上の個人情報の安全確保以外にも、今後個人情報に関するデータがどこまできちんと消去、あるいは匿名化されるのか、多くの懸念が残されている。

確かに、「個人情報安全規範 2020」には、異なる目的に基づいて収集された個人情報の集合および融合については、個人情報の使用目的への制限を遵守するほか、集合・融合後の個人情報も使用目的に基づいているかを明らかにするための個人情報安全影響評価の実施や、有効な個人情報保護措置の導入などが求められている（第7条第6項）。これは、ビッグデータ時代における個人情報の適切な利活用にかかるコンプライアンス体制の整備の一環であると評価できる。しかし、実際の政策施行には、厳密な法制度と監督制度が必要不可欠であるにもかかわらず、現状では、中国は法制度にも監督体制にもまだ不備が多くあることを指摘する。

33) Jeffrey H. Reiman, "Privacy, Intimacy, and Personhood", in *Philosophical Dimensions of Privacy: An Anthology*, pp. 300-317, Ferdinand David Schoeman ed., Cambridge University Press, 1984

34) 宁宣风、吴涵「疫情防控 解读网信办《关于做好个人信息保护利用大数据支撑联防联控工作的通知》」『China Law Insight』（2020年2月11日）<https://www.chinalawinsight.com/2020/02/articles/cyber-security/>

3 個人情報収集の授権と同意に関する問題

「伝染病防治法」(第6条、第12条)と「突発公共衛生事件応急条例」(第6条、第14条、第29条)によれば、疫病の予防、治療、拡散を防止する期間中に、政府と医療機関は個人情報を収集する権限を有している。一方で、新型コロナウイルス感染症対策施行のための「通知」と、「個人情報安全規範2020」には、「個人情報の収集にあたり、個人情報の収集、使用の目的、方法および範囲などの規則を個人情報主体に告知し、かつ、個人情報主体から授権と同意を取得しなければならない」(第5条第3項)ことが記されている。また、この規範に従って、「白書」にも、国民からの授権と同意を得た上での個人情報の収集や、健康コードの導入が許されることが明記されている。しかし、一般国民が、法律上の授権と同意という言葉の意味を理解しているかは疑問である。すなわち、新型コロナウイルス感染症対策を施行するために、人々の行動がGPSで追跡され、大量の個人情報が収集され、ビッグデータを通して解析されることで、外出時の周辺の感染状況と危険度が明示されることは一般国民にとって、目に見えないウイルスを確認するという点では、非常に利便性が高い。しかし、実際に健康コードのアプリとしての本質を理解できている国民は少ないと思われる。

これまで、中国の一般国民にとって、携帯アプリは至極身近な存在であり、各種アプリの利便性が高いことから、今般の健康コードを含むアプリの使用に対する忌避感は少ない。また、ビッグデータや人工知能といった言葉も、中国の至るところで耳にするようになっていくことから、言葉に対する違和感もないはずである。しかし、中国の国民に、ビッグデータが何であり、どのようなリスクが存在するか、そして自身の個人情報を提供したことによって何を代償とするかを問いても、自信を持って理解していると、明確に答えられる人は多くないだろう。

ビッグデータは、データの量を示す Volume、データの多様性を示す Variety、生成と処理速度を示す Velocity、そして抽出される新たな知見が生み出す価値である Value の、4V で表現されており³⁵⁾、欧州委員会はビッグデータが「高速処理により、多くの種類のソースから生じる様々な大量のデータ」であると定義している³⁶⁾。このビッグデータに対して、Cathy O'Neil は、次のように利点を概括している。今、人類はビッグデータ経済の時代に入っており、ビッグデータに

よる「目覚ましい経済発展が見込まれており、コンピューターを用いて、ほんの一瞬で莫大なデータが処理され、複雑なファイル処理や、公正で客観的な資料としてリストの提供が効率的になされる。特に、人を合理的に評価するときには、人間の偏見なしに、同じ基準で客観的な血の通わない数字で淡々と処理することから、もっとも先入観や誤解が含まれない評価結果が得られるとして、期待されている」³⁷⁾。

一方で、Cathy O'Neil は、利便性との引き換えに、自由を奪われるだけでなく、様々なリスクも同時に引き起こすことから、AI やビッグデータは最終的に破壊兵器になるとも説明している³⁸⁾。このリスクとは、例えば、予期せぬところで個人データが収集、追跡、分析、利用、あるいは提供され、そこからさらに個人像が浮き彫りにされ、今後の個人の行動が予測される可能性である。このような個人行動の予測は、単なる心理的な不安感や抵抗感にとどまるものではなく、自身の情報のコントロール権を失ってしまうことや、さらにはデータから特定された個人像によって、差別を受ける可能性もあり、場合によっては財産的、あるいは人格的損害を導く恐れもある³⁹⁾。このような、「大量に情報を保有する組織と、情報の取り扱いに無知なユーザーとの間の「情報の非対称性」」という問題は、中国だけではなく、世界中で多くの研究者が様々な事例を踏まえて警告している問題の一つである⁴⁰⁾。

例えば Aleecia M. McDonald と Lorrie Faith Cranor が挙げたように、あるサービスを受ける際に、サービス提供元から提示されたプライバシー・ポリシーを真剣に読んでから同意するユーザーはほとんどいない。一般的に、ユーザーが、

35) M.H. Carolyn Nguyen et al, "A User-Centred Approach to the Data Dilemma: Context, Architecture, and Policy", in *DIGITAL ENLIGHTENMENT YEARBOOK 2013: THE VALUE OF PERSONAL DATA*, Mireille Hildebrandt et al eds., 2013 年; 山本龍彦『プライバシーの権利を考える』(信山社、2017 年) p. 259

36) 宮下紘『EU 一般データ保護規則』(勁草書房、2018 年) p. 14

37) Cathy O'Neil, *Weapons of Math Destruction*, Allen Lane, 2016

38) Cathy O'Neil, *Weapons of Math Destruction*, Allen Lane, 2016

39) 宮下紘『プライバシー権の復活——自由と尊厳の衝突』(中央大学出版部、2015 年) p. 268

40) Daniel J. Solove『プライバシーの新理論』(みすず書房、2013 年) p. 178

自分が享受したいサービスのために、適当にそのプライバシー・ポリシーや規約書などを読んで、同意書にサインすることはよくあることである。特に、そのプライバシー・ポリシーが長ければ長いほど、詳細に読む人は少なくなる⁴¹⁾。つまり、このような現象はユーザーの理解が不十分なままされた同意、曖昧な認識による同意であり、「長々としたプライバシー・ポリシーという説明書の読解を前提とした同意の擬制である」⁴²⁾と考えられる。

似たような状況は、中国での今般の新型コロナウイルス感染症対策施行時にも存在する。近年、中国におけるキャッシュレス化に伴い、多種多様な携帯のアプリが中国人の日常生活の至るところに登場している。タクシーを予約するためのアプリや、デリバリーサービスを利用するためのアプリなどがあり、アプリを使うこと自体は、中国の国民にとっては不慣れなものではない。しかし、今般の新型コロナウイルス感染症対策として導入されている健康コードアプリとビッグデータとの関係について、さほど知っている人は多くない。

前述のように、ビッグデータを通して、収集された個人情報がある他の情報と結びつくことによって、個人情報の利用を続けるうちに、意図せずその個人情報の利用目的が収集目的から変わってくることはあり得ることである。また、そのような状況が生じた際の、新しい使用目的が何かは、個人情報主体には知らされることもなく、個人情報主体には予測もつかないことが多い。すなわち、一度提供された個人情報に対する、個人情報主体のコントロール権が最終的にはなくなってしまいうリスクがある。当然、このような個人情報の使用目的の変化は、計画的に行われることではないため、例えば、健康コードのための個人情報収集段階の授権・同意では、個人情報主体に対する説明はなく、かつ、個人情報主体である一般国民も、新型コロナウイルス感染症終息以降のことなどを熟慮してからする同意はほとんどない。従って、健康コードを獲得するための授権・同意は、本来は、

41) Aleecia M. McDonald & Lorrie Faith Cranor, "The Cost of Reading Privacy Policies", *Journal of Law and Policy for The Information Society*, Privacy Year in Review issue, 2008

42) Aleecia M. McDonald & Lorrie Faith Cranor, "The Cost of Reading Privacy Policies", *Journal of Law and Policy for The Information Society*, Privacy Year in Review issue, 2008

他の目的で個人情報を利用することに対する授権・同意とは異なるものであるにも関わらず、事実上同じになってしまうリスクがあるのだ。故に、授権・同意をする前に、国民は、まずビッグデータの本質を理解する必要がある。そうでなければ、上記の杭州市における市民の健康コードが健康スコアに発展させられようとしているケースのように、新しく、想定外に健康コードが次々と登場することで、中国国民は「自己情報コントロール権」を、完全に失ってしまうこととなるだろう。

ここまでは、新型コロナウイルス感染症対策における個人情報の取り扱いに関する諸問題を分析した。以上の分析を通して分かるように、現状、中国における個人情報保護について、法制度の不備のみならず、政府も一部の国民も、個人情報を保護するべきだという意識がまだ薄く⁴³⁾、政策の執行においても遵法の意識が「緩い」面がある。このような問題が生じる根本的な原因の1つは、プライバシー権の重要性に対する認識の不足だと考えられることから、中国におけるプライバシー権に対する考え方は現在どのようになっているかを、以下詳しく分析する。

IV 「権利」としてのプライバシー保護の意識の形成

個人情報保護の問題とプライバシー権の問題は別々の研究領域であるが、緊密な関連性がある⁴⁴⁾。個人情報を法に従って保護する上で重要な条件の1つは、政府と国民が、プライバシーは重要な個人の権利の1つだという認識を確立することである。しかし、国ごとにプライバシー権に対する考え方や、その考え方に基づく法律、政策の施行方法は異なっている。Samuel D. WarrenとLouis D. Brandeisは、プライバシーは時間と文化に制約されている概念であり、生活の緊張と複雑度および、文明の進化の産物だと述べている⁴⁵⁾。また、Richard T.

43) 国民のプライバシー権意識薄い問題について、実態調査を通して、別の論文で論証する予定である。

44) 日本情報経済社会推進協会「「個人情報」と「プライバシー」の違い」https://privacy.mark.jp/wakaru/kouza/theme1_03.html

De George は、「異なる社会においては、プライバシーが何によって成り立つのか、どの程度重要なのか、そしてどの程度保護されるべきなのかといった観点が異なることから、文化のあり方が、その文化におけるプライバシーのあり方に影響を与える」と論じている⁴⁶⁾。従って、一国のプライバシー権に対する考え方が異なる根本的な原因には様々なものがあるが、最も重要な要因の一部に、その国の文化や、歴史、道徳倫理がある。

例えばヨーロッパでは、第2次世界大戦中のナチスによる、ユダヤ人などに対する非人道的な迫害を教訓に、このような行為が再発することを防止するためにも、民主主義化と人権保障の必要性を意識するようになった。また、これをきっかけに、プライバシーと個人の尊厳を重視し、強調するようになった。1950年に欧州議会は「The European Convention on Human Rights」(「欧州人権条約」)を公布し、私生活および家庭を尊重する権利を規定し(第8条)、基本的人権の保護と、国民と国家の間の関係性を規制した。ヨーロッパ各国はこれらの認識をプライバシーの法的基盤とし、独自の道徳倫理に基づいて、個人情報保護とプライバシー権を守るための法制度を構築するように力を注ぎ、プライバシー権と、個人情報保護を国際的、法的、政治的の枠組の中でも重要なものと位置付けた⁴⁷⁾。

また、日本も1964年に「宴のあと事件」によって、「プライバシー権は私生活をみだりに公開されない法的保障ないし権利として理解される」という判決をきっかけに、プライバシー権を私生活の権利として重視するよう、社会的に広く普及するようになった⁴⁸⁾。

一方で、プライバシー権という考え方は中国本土の原産物ではなく、昔から存在する思想基盤にも、文化基盤にもなかった⁴⁹⁾。さらに、中国近代的な歴史、

45) Samuel D. Warren and Louis D. Brandeis "Right to Privacy", *Harvard Law Review*, Vol. 4, No. 5, 1890, pp. 193-220

46) Richard T. De George, *The Ethics of Information Technology and Business*, Blackwell Publishing, 2004; この問題に関する詳しい分析は別の論文で論じる予定である。

47) 宮下紘『プライバシー権の復権——自由と尊厳の衝突』(中央大学出版部、2015年) pp. 79-80

48) 山本龍彦『プライバシーの権利を考える』(信山社、2017年) p. 27

社会の政治的な特殊性が原因で、1949年以降の数十年の間は、法律、政治、そして政策のいずれの面でも、プライバシー権の問題は注視されてこなかった。先に結論を述べると、中国におけるプライバシーに関する考え方は長い間、社会思想における居場所がなかったため、中国社会にとっては「極めて遅れた発展」であったといえよう⁵⁰⁾。以下、語彙の変容、道德倫理、そして法律の形成の3つの面から詳しく分析していく。

1 語彙の変容とプライバシー権

「言語は一見すると、人間社会の自然な営みであって、政治権力とは無縁のように見える。しかし、宗教と政治との関係（の）ように、言語は政治と密接なつながりがある。言語は、自然なものというより、つくられた側面が強く、公用語、標準語の制定に見られるように、「国家が言語を作る」⁵¹⁾というのが近代国家の政治力学である」⁵²⁾。同様に、言語はその時代の状況、人々の社会的意識、道德観も反映している。すなわち、中国語におけるプライバシーという言葉には、中国の伝統的文化、道德倫理、そして時代性と社会の変化も反映しているのだ。

英語の「Privacy」という言葉は、中国語では「隱私」(yīn sī、「隱私」)であるが、そもそもその言葉本来の意味は、現在表現されているプライバシーの意味からは微妙に異なっていた。中国語の「隱私」の本来の意味は、個人の秘密を隠すことであるが、ここでいう隠したい秘密とは、他人に知られることが恥ずかしい、面子がない、困るといった不名誉なことを指しており、「隱私」には負のニュアンスが強かった。具体的には、体のことや、不倫などのスキャンダル、家庭内のもつれなど、特に羞恥心が強かったり、名誉に損なったりするために表にだしたくない、あるいは、恥ずかしいから隠したいという語感が強く含まれていた。

中国語には「家丑不可外揚」(家庭内のスキャンダルは他人に漏らさない)と

49) 王秀哲『信息社会個人隱私権の公法保護研究』(中国民主法制出版社、2017年) pp. 372-394

50) 本論文は中国のプライバシー権における社会や歴史、文化、価値観の特徴を分析するが、中国社会の「特殊性」および他国との比較について、別途、詳しく分析する。

51) 田中克彦『ことばと国家』(岩波書店、1991年) p. 19

52) 寺島俊『政治哲学概説』(法律文化社、2019年) p. 116

いう諺があるが、これがまさに伝統的な中国式の「隐私」の元来の意味であった。このように、中国語の「隐私」は元々、家庭内の悪事は他人には秘密にするという語感をもつ表現であったため、現代英語の privacy が客観性の強い権利を強調するのとは対照的に、中国語では主観性の強い、「隠蔽」を強調する意味が強く、文化的な違いが鮮明であった。中国国民は今でも、「隐私」が必要なのは、その裏に悪いことを隠したいと思っているために堂々とできないからだ、というイメージを強く持っており、このようなニュアンス上の違いは根強く残されている。例えば、ある中国の言語学研究者は、中国のある大学が発表した「キャンパス安全手引き」のセクハラ防止編において、「怀有隐私让人抓住把柄」（「隐私」を持っているから、人に弱みを握られる）という言葉が使われており、「隐私」という単語が今でも悪いことを隠したいという意味で使われていることを分析した⁵³⁾。

従って、西洋的なプライバシー権の考え方は中国人にとっては、新しく他所から輸入された意識であり、1980年代、経済改革・開放が進んでいる初期の中国社会においても、西洋的な「私生活を他人に干渉されない」という考え方にはそれほど強く影響されなかった。しかし、2000年以降、中国の経済発展が一定の水準に達してから、国民の私生活に、物資的な豊かさと、個人の収入や財産の変化、また、西洋的な政治哲学や思想倫理がより一層入り込んだことで、中国国民の精神的な欲求も高まり、その結果、権利としてのプライバシーという言葉が登場するようになったのである⁵⁴⁾。

また、インターネットなどの情報技術の進歩は、さらにプライバシー権という言葉の中国での普及と浸透を加速させた。特に、インターネットや携帯電話の使用を通して、中国国民は今まで以上に個人情報の重要性を知り、他人に盗まれないように、そして、社会的な犯罪から身を守るために、個人の私生活を隠すという意味でのプライバシー保護の意識を増長させた。そこで個人の権利としての

53) 李佳樑「“隐私”ってあってはいけないもの？」日本中国語学会電子通讯・第171号（2020年10月31日）<https://ssl.xrea.com/www.chilin.jp/guide/essay.html>

54) 甘馨月「大数据时代隐私的边界及限度」人民网（2019年6月19日）<http://media.people.com.cn/n1/2019/0619/c427924-31167715.html>

「隱私權」という言葉も登場し、中国におけるプライバシーは、元来の、悪い事を隠蔽するという意味から、私生活を隠す、個人の権利を守るという意味へと移り変わるようになった⁵⁵⁾。つまり、プライバシーという単語の、中国語への浸透は時代の変化や人々の意識上の変化と共に、かなりの年月をかけて成し遂げられ、近年になってようやく西洋のプライバシー権に近い意味で、日常生活で利用されるようになったのである。

2 中国の道德倫理とプライバシー権

プライバシー権を論じる時に、様々な視点から議論することができる。法律の視点や、法哲学の視点や、政治哲学、道德倫理などの視点から探求する学者が近年輩出されつつある⁵⁶⁾。また、道德倫理の基盤が異なれば、自由や、プライバシーに対する見方も異なることから、一国のプライバシー問題を考える時に、道德倫理の基盤から見ることで、当該国のプライバシー権に対する認識の根底が見えてくる。

まず、中国の道德倫理を分析する前に、比較のために、現代社会における典型的な政治哲学の1つであるリベラリズムの、自由という観点に対しての考え方を見たい。リベラリズムでは、プライバシー権に含まれている中心的な意味は個人や人格、自主などの強調であり、プライバシー権は、個人の権利だとみなされている⁵⁷⁾。例えば John Stuart Mill は『自由論』にて、「人間の行為のなかで社会に従う必要があるのは、他人に関係する部分だけだ。本人にしか関係ない部分については、当然ながら本人の独立が絶対である。自分自身、自分の肉体、自分の精神に関しては、個人に主権がある」と述べている⁵⁸⁾。また、ハーバード大学の Michael Sandel はリベラリズム的な考え方を、中国の伝統哲学と比較し、リベラリズムでは「人間は自分の人生設計を自由に選択できなければならない、社会は、人が他人に危害を加えるのを防ぐことは許されるが、人が自分のために、道

55) 王秀哲『我国隐私权的宪法保护研究』(法律出版社、2011年)

56) Daniel J. Solove『プライバシーの新理論』(みすず書房、2013年) p. 1

57) 田村哲樹『ここから始める政治理論』(有斐閣ストゥディア、2017年) pp. 37-50

58) John Stuart Mill『自由論』(岩波文庫、1971年)

徳的人格の向上のために行う選択を邪魔してはならない」としている、と述べている⁵⁹⁾。つまり、リベラリズムは個人と自由を称賛し、「プライバシー権の価値は、個人の自由と尊厳が本質的な存在であり、侵害してはならない人格権として、個人性と自由性の特徴を強調している」。故に、リベラリストにとって、「美徳の涵養は私事であり、公共の関心事ではない」のである⁶⁰⁾。

しかし、儒教を伝統的な道徳倫理の基盤の1つとしている中国では、昔から、このような自由主義な気質は存在していなかった。昔の中国語にプライバシー権という言葉すら存在しなかったのと同じように、プライバシー権の考え方も中国の倫理、哲学的思考には存在しなかったのである。儒教思想の核心は家族という組織（共同体）を中心的とした存在にある⁶¹⁾。その道徳倫理では、「私的な道徳と公的な道徳の境界線はそれほど明確」ではなく⁶²⁾、全ての人は所属している共同体のために動くべきであることが強調されている。中国的な考え方では、人間が初めて出会う最も基本的な社会組織は家族である⁶³⁾。中国では、家庭という共同体を中心に、親への孝行と家族への忠誠の道徳を重視している。家庭内では家父長制の組織構造となっており、家庭の中心として、父親が一家の長であり、最高の権力者であることから、極度に敬われ恐れられる存在となっている。同時に、父親は家庭の人格を吸収し、対外的には家庭の顔となる。つまり、父親の「隐私」は、一家の「隐私」となり、家族全員は、家庭という共同体の調和のために、孝行と、服従と、忠実の義務を行使しなければならないのである。また、家庭という枠組と同様、国家全体も1つの「大家族」とみなされることから、同じ組織構造を持っており、国民は強い連帯意識を持っている。故に、一国の最高位の統治者は皇帝であり、中央集権制度における権力集中の頂点として、国家の象徴となるのである⁶⁴⁾。

59) マイケル・サンデルおよびポール・ダンブロージョ『サンデル教授、中国哲学に出会う』（早川書房、2019年）p. 277

60) 王秀哲『我国隐私权的宪法保护研究』（法律出版社、2011年）p. 47

61) 益尾知佐子『中国の行動原理——国内潮流が決める国際関係』（中公新書、2019年）p. 62

62) マイケル・サンデルおよびポール・ダンブロージョ『サンデル教授、中国哲学に出会う』（早川書房、2019年）p. 277

63) 王秀哲『我国隐私权的宪法保护研究』（法律出版社、2011年）p. 47

この共同体主義概念の核にあるのは、儒教の「君君、臣臣、父父、子子」(君(きみ) 君(きみ) たり、臣(しん) 臣(しん) たり。父(ちち) 父(ちち) たり、子(こ) 子(こ) たり)という道徳観念である。人間関係は常に、目下の人々が目上の人に従い、尊重し、順服することで、共同体全体の秩序と調和を保つという原則を重んじる。このような道徳、価値観の下で、人々は共同体内の強い連帯意識を育み、調和のとれた人間関係を目指す。この道徳倫理意識が故に、中国では家庭の中でも、社会の中でも、個人主義と自由主義の消滅が主張され、個人を中心とした自由や自我の意識を排除する傾向にあるのだ⁶⁵⁾。

このような、大局や全体の利益を優先的に考える中国式的美徳は、西洋哲学が考える個人主義や自由主義のような、自律や選択の自由を強調することや、日本の集団性の文化にある、皆と揃えるという考え方よりも、家族、調和、孝行、忠実を大切に扱い、各自が、共同体における自身の「地位に合致した調和の役割」を果たすことを道徳行動の原理とする。とりわけ強調しているのは、自我ではなく、所属する共同体単位での利益至上である。この道徳倫理モデルは中国固有の「共同体主義」と呼ばれており⁶⁶⁾、独立した個々人は、共同体という組織の「輪」の中で、個人の立場に順応して、服従と献身の精神を持って、共同体の「輪」の中の公益を最優先にする。更に、個人の立ち位置に合わせて、自分のプライバシーを、どのくらいを誰から隠すべきか、それとも、示すべきかのバランスを判断するのである。

以上の分析から分かるように、この中国式の共同体の範囲は、置かれた状況に応じて変化し、時には家族、時には所属している集団、そして時には国家という広い範囲にまで拡大する。また、自我の強調を押さえ込むことへの賛美が中国の伝統的な道徳倫理の特徴の1つであることから、共同体全体の利益のために、自我の存在を犠牲にするのはやむを得ないという考え方が一般的である。このため、中国においてプライバシー権の意識は昔から存在していなかったのである。

64) 益尾知佐子『中国の行動原理——国内潮流が決める国際関係』(中公新書、2019年) p. 87

65) 王秀哲『我国隐私权的憲法保护研究』(法律出版社、2011年) p. 47

66) 陳曉春、胡楊名「建設以公共利益为导向的服务型政府」新浪网(2005年4月13日) <http://news.sina.com.cn/c/2005-04-23/06415727398s.shtml>

ここまでの分析を基に、再度前述の青島市政府の衛生部門が、無症状の感染者とその家族の個人情報をホームページ上で公開した例を見ると、情報公開自体に正当性があるかないかの議論とは別に、地方政府が対策の施行時に優先的に考えるのは、市民全体の健康と安全の確保と、中央政府が求めている情報の透明化を図ることであることが明確となる。また、政府が家父長的な行動を通して、公益を優先する選択をとる理由も見えてくる。すなわち、法の厳密な遵守よりも、感染者一家の個人情報を犠牲にすることで、青島市という共同体の利益を優先するという考えの下での選択である。中国語の「顧全大局」という言葉のように、大局を念頭におき、全体の利益を優先にするという伝統的な中国的な道徳観が、その選択の根底にあるのだ。

上述のとおり、個人の自由と権利を犠牲にし、共同体の利益を優先するという献身的な道徳思想は、中国の道徳観の重要な土台となっており、古代中国から綿々と今日まで続いている。そして、これこそが長い歴史の中で、中国の政治体制では権力がトップの少数に集中する（中央集権の体制の）根源の1つでもある。故に、中国国民が有する価値観には自由と自我を重視するプライバシー意識が生まれておらず、また、その意識を形成する土壌と環境が今でもそれほど中国に存在していないのである⁶⁷⁾。

しかし、前述のように、2000年以降、このような状況に変化も現れている。中国経済の発展が進むにつれて、生活環境が豊かになり、国民は私生活の安寧をも求めるようになってきており、自身を社会と国家の領域から独立させようという思考も、少しずつではあるものの、生まれるようになっていく。加えて、インターネットや、携帯電話などの、高度な現代情報通信技術も日常生活に浸透することで、人々は自発的に進んで個人情報を提供し、個人情報を代償に、情報通信技術の恩恵を受けるようになっていく。同時に、個人情報を犯罪に利用されたり、悪用されたりしないために、安全性に注意するように意識し始めたのである⁶⁸⁾。

67) 王秀哲『信息社会个人隐私权的公法保护研究』（中国民主法制出版社、2017年）pp. 372-394

68) 甘馨月「大数据时代隐私的边界及限度」人民网（2019年6月19日）<http://media.people.com.cn/n1/2019/0619/c427924-31167715.html>

その上、思っていることを自由に表現できる環境を求める国民も増え、新たな社会風潮も現れて、政府に守ってもらいたいと思いつつ、政府から解放されたいという矛盾する複雑な心理を持つ人が国民に増えることで、政府と国民間に新しい関係も生まれつつあるのが現代中国の特徴の1つである。

一方で、伝統的な中国道德倫理における共同体に存在する上下関係と、権力集中の組織構造の影響は依然存在しているため、政府の公的権力と国民の私的権利関係の均衡は、今の中国にとって依然として、最も難しい課題の1つである。中国では今も私的権利は公的権力に服従し、国民は政府に従うという社会構造のままであるため、政府が国民の個人情報を収集することに対する、国民の無力さは色濃く残されているのである。とりわけ、今般の新型コロナウイルス感染症対策でも反映されているように、個人情報の収集と公開に対して、国民の形式上の授権・同意が必要であるものの、実際には政府の対策に対する議論の場はまだ存在していない。従って、公的権力と私的権利の均衡関係の解決方法を探ることは今後の中国にとっての重要な課題の1つとして認識すべきである。

3 中国の法律とプライバシー権

前述のように、中国の伝統的な道德倫理や中央集権制の社会構造の影響を受けて、中国国民は「プライバシー権を保護するべきだ」という意識は最初から有していなかった。それだけではなく、歴史的、政治的および社会的な要因もあって、中国におけるプライバシー保護の法制度の構築も容易ではなかった。1949年から1970年代まで、中国政府はプロレタリアート独裁のイデオロギーの強調と資本主義要素の排除、そして次々と起こる政治運動等により、プライバシー権の意識の確立と保護するための法整備を行う余裕がなかった。プライバシーを個人の権利として、侵害してはならないという考え方が徐々に認識されるようになったのは文化大革命が終息した後、1980年代以降のことであった。文化大革命の過ちを是正し、経済中心の発展路線へ転換し、中国国内の改革・開放の実施に伴い、海外に対して経済的な門戸を開くことで、西洋社会の現代的な思想意識も中国社会に大きく影響を与え、法律と、制度上の変革ももたらされた。中国でのプライバシー権保護の意識と法制度は確立されるまで、非常に緩慢な過程をたどってお

り、法整備への着手も、ごく近年になってようやく加速されるようになったばかりなのである。

中国の法律の面からプライバシー権を論じる時に、主に2つの側面から分析することが必要である。1つは他人や一般組織からの侵害をされない面、もう1つは国家の権力からの随意的侵害をされない面である⁶⁹⁾。前者は民事上の権利の領域であるが、後者は国家の公的権力の領域である。まず、中国における、「プライバシー権を他者から守るべきである」という点に対する議論は、民法の研究から始まった。1985年に中国で最初のプライバシーに関する論文、「论公民隐私权的法律保护」（「国民のプライバシー権の法的保護に関する論説」）が発表され、「プライバシーは個人の身体と私生活の秘密であり、プライバシー権はプライバシーを調整する対象としての法権である」とされた⁷⁰⁾。また、プライバシー権には、「個人の身体的自由、私生活の秘密およびこれらの権利が侵害される時に法律に守られる権利が含まれている」ことも論じられていた⁷¹⁾。1980年代の中国の社会状況から見れば、このような内容を議論するのは非常に大胆で、斬新な論点であったが、当時の中国の政治的な背景もあって、あまり学界での反響を呼ばなかった。1990年になって発表された、「隐私权研究」⁷²⁾の論文によって初めて、プライバシー権は中国の法学界で熱い視線を集めるようになった。以降、中国の法学および政治の場で中国におけるプライバシー権について熾烈な議論が続いてきた。

法律立法の面においても、1987年から2010年までの間に、中国は文化大革命の過ちと個人被害に対する反省を中心に、幾つか個人の名誉回復や、利益損害に対する賠償などの法律を施行したが、民事権益としてのプライバシーという言葉が法律で明文化されたのは、2010年に施行された「権利侵害責任法」（以下「責任法」）が初めてである。事実、1987年に施行された「民法通則」にはまだプラ

69) 王秀哲『我国隐私权的宪法保护研究』（法律出版社、2011年）p. 47

70) 王秀哲の『我国隐私权的宪法保护研究』（法律出版社、2011年）における、調査、分析結果によると、当該論文は中国でもっとも早く発表されたプライバシー権に関する学術的な論文である。

71) 陈晔平「论公民隐私权的法律保护」『法学评论』Law Review 第5期（1985年）

72) 张新宝「隐私权研究」『法学研究』第3期（1990年）

イバシーという言葉はなかった。しかし、当時、名誉規定（第 101 条）が、司法解釈と合わせてプライバシー権保護の担い手になっていたことで、プライバシー権を保護する意識は朦朧とではあるものの、薄らと出てきた。張紅は、中国におけるプライバシー意識の形成と発展を法律の施行状況に合わせて、3 段階に分けて説明した。第 1 段階（1987 年—2001 年）を「プライバシー名誉保護の時期」と称し、第 2 段階（2001 年—2009 年）を「プライバシー利益保護の時期」、そして、第 3 段階（2010 年以降）を「プライバシー権の保護の時期」⁷³⁾と称した。本研究では、張の分け方を踏まえて、中国におけるプライバシー権保護の法律の確立の段階を、2010 年を境界に、大きく 2 つの段階に分けたい。第 1 段階は 1987 年から 2010 年までで、「プライバシー権保護の意識形成の過渡期」、第 2 段階の 2010 年から現在までは、「プライバシー権保護の法律確立期」だと区分する。

このような分け方をとった理由は、プライバシーという概念は 1987 年まで、中国法体系の中では全く提起されてなかったことにある。文化大革命が終息した後、政治運動による過ちを是正、反省する目的で、政治運動中の被害者に対する個人の名誉回復ための政策施行と、法律の立案が行われた。その後、経済体制の改革・開放が進み、個人の利益も保護するべきという意識が徐々に生まれた結果、個人の利益を保護するような法整備が進んだ。しかし、この時期ではプライバシー権という言葉はまだ法律用語としては用いられておらず、1987 年に施行された「民法通則」でもまだ「人格権」という用語で間接的にプライバシー権を保護する役割のみを果たしていた。中国国内ではプライバシー権における法律発展の段階に対する分け方も学者によってまちまちであり、例えば、甘馨月の論点では 1987 年の「民法通則」の施行を、プライバシー権の「代替保護段階」と称し、2010 年の「責任法」の施行をプライバシー権の「確立段階」と分析した。また、甘は、2012 年に中国政府が発表した「关于维护互联网安全的決定」（「インターネット安全保護の決定」）によって、プライバシー権保護の意識が高まり、そこから中国はプライバシー権を守る意識を新たな「発展段階」に昇華したと述べた⁷⁴⁾。従って、重要なポイントは 2010 年に施行されている「責任法」にて初

73) 張紅『人格权各论』（高等教育出版社、2015 年）pp. 478-490

めてプライバシー権という言葉が登場したことだと言える。しかし、「責任法」には「プライバシー権」の言葉のみが明文化され、保護に関する詳細な内容については触れられていなかった。中国にとって、2017年10月1日に施行された「民法総則」が、「自然人は生命権、身体権、健康権、氏名権、肖像権、名誉権、荣誉権、プライバシー権、婚姻自主権などの権利を享有する」（第5章「民事上の権利」第110条第1項）という規定を制定することで、プライバシー権を民法で守ることを初めて正式に定めたものである。その後、続いて2020年5月28日に「民法典」が採択され、中国の学者などの間での激しい議論の末、人格権を民法典上での独立した一編として（第4編第6章）編纂することを決定した。この一編では個人情報とプライバシー権について専ら規定したことから、中国民法上最高の法典での、プライバシー権保護が確立したのである。従って、上記のような流れから見れば、中国においてプライバシー権を法律として保護する考え方は2010年になってようやく正式に言葉として明記されるようになり、以降、法律としての整備が徐々に着手されるようになったと言えよう。

一方で、民法だけでは、プライバシー権を守ることにはまだ不足がある。中国は社会主義体制であり、伝統的な道德倫理の面も含めて、元々国家や公的権力が私的権利を規制する傾向があるため、公的権力に対する制限はなおさらおざなりにしてはならない。確かに1980年代以降、市場経済に転換してきた中国では、経済の面において、個人は政府の公的権力から解放されつつあるが、現在、プライバシーの領域では、政府が情報通信技術の力を借りており、公的権力が国民の私的生活を侵害するリスクが、早いスピードで高まっている⁷⁵⁾。今まで中国政府が主導して推進してきた社会信用評価システムや、今般の新型コロナウイルス感染症対策としての健康コードの導入からも見て取れるように、AIやビッグデータなどの最先端の情報通信技術は、中国社会を飛躍的に発展させ、また、あらゆる分野で応用されている。このように、これらの最先端情報通信技術は、安全、安心、健康な社会環境を構築する一方で、公的権力による私的領域への侵入と侵

74) 甘馨月『大数据时代隐私的边界及限度』人民网（2019年6月19日）<http://media.people.com.cn/n1/2019/0619/c427924-31167715.html>

75) 王秀哲『我国隐私权的宪法保壺研究』（法律出版社、2011年）p.2

害も加速させている。とりわけ、公益を最優先にすることを名目に、国家の権力は日々拡大し、知らないうちに、政府は国民の私的領域を支配することへの注意を怠ってはならない。

確かに、近年、各種の不法犯罪行為の増加、疫病の蔓延などによって、安全を求め、また、より一層便利な生活環境を実現するために、国民はますます中国政府に頼るようになり、政府からの保護も必要とするようになってきている。デジタル化が進む中国において、国民の個人情報を蓄積し、巨大なビッグデータを完成させることで、国内最大の個人情報の所有者になっている中国政府は、国家最高の権力を持ちながらも、法律の制定者であると同時に、法律の執行者と監督者でもある。にも関わらず、政府の権力に対して制限を課すような法律が弱く、現状、公益と私的権利の関係を調整するための法規制や、政府の権力から私的権利を守るような法律が中国ではまだ不十分である。このままでは、国民の私生活の空間は日々縮まってゆき、過度なまでの透明化が進んだ社会となってしまうリスクが存在する。すなわち、国民は個人情報を代償に、安全かつ快適な社会環境を獲得した結果、現代の情報通信技術の威力を知らぬまま、気づかぬうちに、個人のプライバシーをコントロールする権利を手放してしまうリスクが高まっているのである。

近年、国家と個人の関係や、公益と私的権利のアンバランス問題について、中国の一部の政策学者や法学者が積極的に研究している⁷⁶⁾。特に、中国政府の公的権力を制限する方法、また公益のための私的権利への侵害を解消する方法として、中国憲法の改正により、人権という視点から、プライバシー保護の最低ラインを守る方法で、公益と私的権利の衝突を緩和するべき、などといった研究論文もある⁷⁷⁾。例えば、中国の憲法研究の学者である王秀哲は国家公的権力の行使によるプライバシー権への侵害は、憲法の基本権利保護の問題であるとして、次のように述べている。中国の「憲法には国民の人格と尊厳の不可侵、国民の住宅不可侵、国民の通信自由と秘密は法律によって保護されることが明文化されている。これらの内容は公民プライバシー保護の淵源であるが、我が国（中国）の憲

76) 楊開湘『憲法隱私權導論』（中国法制出版社、2010年）

77) 余凌雲、王洪芳、許晴『摄像头下的隱私權』（中国人民公安大学出版社、2008年）

法は個別法を通して、間接的に施行するため、憲法によるプライバシー権の保護はまだ確実に機能されてない。従って、憲法による公的権力の行使に対する制限を通したプライバシー権の保護の必要性はますます高まっている」⁷⁸⁾。また、王は、「公的権力がプライバシー権を侵害することを制限するために、如何に憲法の基本権保護の力を借りてコントロールするかは、我が国（中国）の憲法改正にとって、1つの新たなチャレンジである」とも主張している⁷⁹⁾。

中国では、現在民法分野におけるプライバシー権に関する研究が活発的に進められている。しかし、公的権力と私的権利の関係調整についての研究や、政府の権力を制限する研究は、重要な課題であるにもかかわらず、これまで十数篇の学術論文があったとはいえ、今でも限られている⁸⁰⁾。今後は、中国における公的権力と私的権利の関係に関する研究の活性化や、中国での「個人情報保護法」などの法律の公布と施行、さらには、政府部門も「個人情報保護法」を民間と同様に順守すること、そして、公益と私的権利のバランスの均衡調整の実現ができれば、中国におけるプライバシー権に対する保護は、さらに一歩進み、新しい局面を迎えると言えるだろう。

プライバシー権の概念は1890年にアメリカで誕生して以来、130年以上の歴史を経た。しかし、西洋社会では共通の価値観として認識されているプライバシー権保護の考え方は、中国にとっては、極めて浅く、2010年から正式に法律として考えるようになってから、まだ僅か10年間程度の短い歴史しかない。この原因には政治的、歴史的な問題の他に、中国は伝統的にそもそもプライバシー権の意識の存在がなく、道德観念には中国固有の、自我の強調は不要である共同体主義の意識が色濃く残されていることとも深い関係がある。これらを起因として、中国政府は新型コロナウイルス感染症対策のような各種の政策や法律などを施行する時には、伝統的な道德観念と独自の価値観を根拠に、「公益」の強調と、「国家の絶対的権力」を原則としている。その結果、現代情報社会において、最新の情報通信技術と、AI・ビッグデータを武器にした中国政府が、国民の個人情報

78) 関連する条項は、中華人民共和国憲法の第37条、第38条、第39条、第40条である。

79) 王秀哲『我国隐私权的宪法保护研究』（法律出版社、2011年）p.2

80) 屠振宇『宪法隐私权研究——一项未列举基本权的理论论证』（法律出版社、2008年）

を吸い込み、国民の私生活を赤裸裸に社会に晒すことで、国民の私生活空間が消えつつある現状が生じている。

中国には「人命关天」（人命に関わることは何よりも重大である）という諺がある。ここからも、中国政府が感染症予防・対策を第一とした新型コロナウイルス感染症対策を実施していることにも納得がいく⁸¹⁾。しかし、ビフォーコロナと比べても、現在、中国政府はビッグデータの構築と国民の個人情報の収集が一層加速している。今般の新型コロナウイルス感染症対策の目的が、公益であることは疑う余地がないが、同時に、公益は私的利益の集合体であることを踏まえると、私的権利への侵害もできるだけ避けるべきである。このままでは、行き過ぎた公益の強調によるプライバシー権の侵害は、深刻な個人情報ガバナンスによる監視国家の誕生といった社会的な後遺症を残すリスクがある⁸²⁾。現在、プライバシー権を保護することは中国社会にとって、まだ芽生えたばかりの段階にすぎず、法制度の確立も歩き出したばかりである。従って、中国政府にとっても、中国国民にとっても、プライバシー権の尊重と個人情報の保護という考え方の社会での浸透と定着、そして必要な各種社会制度、法制度の構築にはまだまだ時間がかかる。

今まで中国政府は計画経済から市場経済への転換を経て、経営、管理の権限を民間に移譲することに成功している。従って、現代情報社会において、同様に、データガバナンスの領域でも、国民の個人情報の管理から一定の「権限の放棄」を執り行うべきである。中国政府が、政策と法体制の構築の遅れを認知し、早急に法整備を進めている点は評価されるべきであるが、国民の個人情報の取り扱い方法と、プライバシー権保護の意識の確立についても慎重に考案すべきだと助言する。そして、今からこの問題の重要性を認識しない限り、新型コロナウイルス

81) 中国政府が発表したこの白書には「人的生命高于一切」（人の命を救うことは他の全ての事柄よりも重要である）という、典型的な中国の伝統的な道徳観念と文化思想が反映されている文言が書かれている。中华人民共和国国务院新闻办公室「抗击新冠肺炎疫情的中国行动 白皮书」（2020年6月7日）www.gov.cn/zhengce/2020-06/07/content-5517737.htm

82) 「社会的な後遺症」や、「デジタル後遺症」問題については、別途他の論文で詳しく論じる予定である。

感染症終息以降の中国社会では、監視国家化が進み、個人情報の2次利用や差別、偏見、不平等などの、現代情報社会で懸念されている多種多様な社会問題が、「デジタル後遺症」として残されるリスクがあると筆者は指摘する。

V おわりに

本論文は、中国の新型コロナウイルス感染症対策の1つである健康コードアプリの導入を通して、中国における個人情報保護の実態、諸問題および中国におけるプライバシー権の考え方を分析した。社会的、伝統文化、道徳倫理観に基づいて、中国政府は感染症予防・対策を最優先とした方針を打ち立てて、厳しい新型コロナウイルス感染症対策を施行している。また、AIやビッグデータを用いて、国民の個人情報を利活用し、早い段階で有効に新型コロナウイルス感染症の拡大を抑え込んだことは、この対策の有効性を示している。しかし、中国では、個人情報保護法のような法体系がまだ完備されたとは言えない上に、国民の個人情報収集にあたって、様々な面でのプライバシー権保護の不足問題が生じている。本論文では、このような問題が生じる最も根本的な原因は、政府と国民双方におけるプライバシー権に対する意識の欠如であると指摘し、この欠如が生じる要因には、中国の伝統的な道徳倫理、歴史的な原因などと関係があることも分析した。すなわち、中国には社会的、歴史的、文化・道徳観の特殊性があることから、プライバシー権の考え方の確立と、個人情報保護に関する法制度の整備の両方が遅れており、飛躍的に発展している中国の現代情報化社会の局面に追いつけていない状況に陥っていると考える。

確かに、近年中国政府は、国民のプライバシー権保護を念頭に、個人情報保護に関する諸法律の整備を加速させている。また、最近公表された「個人情報保護法（草案）」の意見募集案には、政府部門を含めた公的機関も原則規制に従うことが明記されている。これは、中国政府自身の努力も示しており、中国社会においては非常に大きな進歩であることを高く評価したい。しかし、法律の制定は徹底的な法の施行とはイコールではないため、目下、中国にとって最も重要な課題の1つは、早急なプライバシー権に対する認識上の定着である。また、私的権利

への侵害を防ぐために、公益を名目とした政府の公的権力をある程度制限することが必要である。そして、今後は、監督体制を確立することも喫緊の課題であると筆者は主張する。